

御殿場市SDGs推進本部設置規程

(設置)

第1条 SDGs（平成27年9月に国際連合総会で採択された持続可能な開発目標をいう。以下同じ。）の達成に向けた取組を本市において総合的かつ効果的に推進するため、御殿場市SDGs推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) SDGsの理念に基づく本市の持続可能なまちづくり及びその進捗管理に関する事項
- (2) 市民、企業、各種団体、教育機関等によるSDGsを推進する取組との連携及び支援に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、SDGsの達成に向けた取組及び普及啓発に関し必要な事項

(組織)

第3条 本部は、御殿場市庁議等に関する規程（昭和50年御殿場市規程第3号）第2条に規定する庁議の構成員をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部に、本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、両副市長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部を総括する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ本部長が指定した順序でその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、会議の議長となる。

- 2 本部長が必要と認めたときは、本部の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 本部に、第2条に規定する所掌事項の細部について検討するため、幹事会を置く。

- 2 幹事長は、未来プロジェクト課長をもって充て、副幹事長は、企画課長をもって充てる。
- 3 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会を総括する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務

を代理する。

(庶務)

第7条 本部及び幹事会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令甲は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

魅力発信課長	総務課長	財政課長	くらしの安全課長	市民協働課長	社会福祉課長
健康推進課長	環境課長	上水道課長	農政課長	農林整備課長	商工振興課長
2020オリンピック・パラリンピック課長	都市計画課長	学校教育課長			